



県 章

滋賀県公報

平成 15 年 (2003 年)
12 月 22 日
第 2275 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課)	1159
○ 告 示	
※滋賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部改正 (水産課)	1160
入札参加者に必要な資格等 (企画調整課)	1161
○ 公 告	
一般競争入札の公告 (企画調整課)	1161
○ 地 域 振 興 局 公 告	
町営土地改良事業施行同意公告 (甲賀)	1163

規

則

滋賀県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 12 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

滋賀県規則 第 93 号

滋賀県知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県知的障害者福祉法施行細則 (昭和 37 年 滋賀県規則 第 33 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第 2 条を削る。

第 3 条中「第 1 条」を「第 2 条」に、「別記様式 第 3 号」を「別記様式 第 1 号」に改め、同条を第 2 条とする。

第 3 条の 2 第 1 項中「別記様式 第 3 号の 2」を「別記様式 第 2 号」に改め、同条を第 3 条とする。

第 4 条から第 7 条までを削り、第 3 条の 6 を第 7 条とし、第 3 条の 5 を第 6 条とする。

第 3 条の 4 中「別記様式 第 3 号の 5」を「別記様式 第 5 号」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の 3 中「施行規則」を「知的障害者福祉法施行規則」に、「別記様式 第 3 号の 3」を「別記様式 第 3 号」に、「別記様式 第 3 号の 4」を「別記様式 第 4 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条から第 11 条までを削る。

第 12 条中「別記様式 第 25 号」を「別記様式 第 6 号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 13 条を削る。

第 13 条の 2 中「別記様式 第 27 号の 2」を「別記様式 第 7 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 13 条の 3 中「別記様式 第 27 号の 3」を「別記様式 第 8 号」に改め、同条を第 10 条とする。

第 14 条中「別記様式 第 28 号」を「別記様式 第 9 号」に改め、同条を第 11 条とする。

第 15 条から第 20 条までを削り、第 21 条を第 12 条とする。

別表 第 1 および別表 第 2 を削る。

別記様式 第 1 号および別記様式 第 2 号を削る。

別記様式 第 3 号中「様式 第 3 号 (第 3 条、第 7 条関係)」を「様式 第 3 号 (第 2 条関係)」に改め、同様式を別記様式 第 1 号とする。

別記様式 第 3 号の 2 中「様式 第 3 号の 2 (第 3 条の 2 関係)」を「様式 第 3 号の 2 (第 3 条関係)」に改め、同様式を

別記様式第 2 号とする。

別記様式第 3 号の 3 中「様式第 3 号の 3 (第 3 条の 3 関係)」を「様式第 3 号の 3 (第 4 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 3 号とする。

別記様式第 3 号の 4 中「様式第 3 号の 4 (第 3 条の 3 関係)」を「様式第 3 号の 4 (第 4 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 4 号とする。

別記様式第 3 号の 5 中「様式第 3 号の 5 (第 3 条の 4 関係)」を「様式第 3 号の 5 (第 5 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 5 号とする。

別記様式第 4 号から別記様式第 24 号までを削る。

別記様式第 25 号中「様式第 25 号 (第 12 条関係)」を「様式第 25 号 (第 8 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 6 号とする。

別記様式第 26 号および別記様式第 27 号を削る。

別記様式第 27 号の 2 中「様式第 27 号の 2 (第 13 条の 2 関係)」を「様式第 27 号の 2 (第 9 条関係)」に改め、同様式注 1 中「とする」を「とします」に改め、同様式注 2 中「作成すること」を「作成してください」に改め、同様式注 3 中「よること」を「よつてください」に改め、同様式注 4 中「できる」を「できます」に改め、同様式 (別紙) 1 中「すること」を「してください」に改め、同様式 (別紙) 2 中「届け出ること」を「届け出てください」に改め、同様式 (別紙) 3 中「作成すること」を「作成してください」に、「作成する。」を「作成してください。」に改め、同様式 (別紙) 4 中「記入すること」を「記入してください」に、「届け出ること」を「届け出てください」に改め、同様式 (別紙) 5 中「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式 (別紙) 6 中「を指すものであること」を「のことです」に改め、同様式 (別紙) 7 中「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式 (別紙) 8 中「すること」を「してください」に改め、同様式 (別紙) 9 中「第 8 条第 2 項」を「第 41 条第 2 項」に、「添付すること」を「添付してください」に改め、同様式を別記様式第 7 号とする。

別記様式第 27 号の 3 中「様式第 27 号の 3 (第 13 条の 3 関係)」を「様式第 27 号の 3 (第 10 条関係)」に改め、同様式注 1 中「とする」を「とします」に改め、同様式注 2 中「作成すること」を「作成してください」に改め、同様式注 3 中「よること」を「よつてください」に改め、同様式注 4 中「できる」を「できます」に改め、同様式 (別紙) 1 中「すること」を「してください」に改め、同様式 (別紙) 2 中「作成すること」を「作成してください」に改め、同様式を別記様式第 8 号とする。

別記様式第 28 号中「様式第 28 号 (第 14 条関係)」を「様式第 28 号 (第 11 条関係)」に改め、同様式を別記様式第 9 号とする。

別記様式第 29 号および別記様式第 30 号を削る。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の滋賀県知的障害者福祉法施行細則の規定による徴収金に係る手続等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県知的障害者福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告

示

滋賀県告示第 675 号

滋賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱 (昭和 48 年 滋賀県告示第 202 号) の一部を次のように改正する。

平成 15 年 12 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

別表中「0.95」を「1.0」に、「1.15」を「1.2」に改める。

付 則

この告示は、平成 15 年 12 月 22 日から施行し、改正後の滋賀県漁業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成 15 年 11 月 21 日以後に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金から適用する。

滋賀県告示 第 676 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 4 条の規定に基づき、平成 15 年度における滋賀県特定調達契約の滋賀県立大学人間看護学部棟家具購入契約に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 15 年 12 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 申請できる業種および営業種目

- (1) 業種 物品の製造および販売
- (2) 営業種目 家具・装飾類

2 申請書類および配布開始時期**(1) 申請書類**

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 営業概要表
- ウ 法人にあっては、登記簿謄本 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
- エ 営業経歴書
- オ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
- カ 財務諸表
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 支店、営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
- コ 希望営業品目索引カード

(2) 配布開始時期 平成 15 年 12 月 22 日 (月)**3 申請書類の受付期間 平成 15 年 12 月 22 日 (月) から平成 16 年 1 月 9 日 (金) まで (土曜日、日曜日、祝日および平成 15 年 12 月 29 日から平成 16 年 1 月 3 日までを除く。) とする。**

ただし、申請者が他の時期に申請を希望する場合は、この限りでない。

4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県政策調整部企画調整課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3317**5 申請書類に使用する言語 日本語****6 入札に参加することができない者 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当する者****7 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査 入札に参加しようとする者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。**

- (1) 年間販売高
- (2) 自己資本額
- (3) 従業員数
- (4) 経営比率
- (5) 営業年数

8 資格審査の結果通知等 申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者にあっては、競争入札参加資格者名簿に登録する。**9 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から当該資格を有すると認めた日が属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。**

公

告

一般競争入札の公告

平成 15 年度における滋賀県立大学人間看護学部棟家具購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。) 第 167 条の 6 の規定により公告する。

平成 15 年 12 月 22 日

滋賀県知事 國 松 善 次

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品名および数量 滋賀県立大学人間看護学部棟家具 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書別冊仕様書による。
- (3) 納入期限 平成 16 年 3 月 31 日 (木)
- (4) 納入場所 滋賀県立大学 彦根市八坂町 2500 番地

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係指名等停止基準、滋賀県特定調達契約の物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。
- (3) 入札参加者に必要な資格等 (平成 15 年滋賀県告示第 676 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、3 (1) に示す場所において資格審査の申請を行うこと。

- (4) この公告に示した物品に係るアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問い合わせ先 滋賀県政策調整部企画調整課 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-3317
- (2) 契約条項を示す期間 平成 15 年 12 月 22 日 (月) から平成 16 年 1 月 9 日 (金) まで (土曜日、日曜日、祝日および平成 15 年 12 月 29 日から平成 16 年 1 月 3 日までを除く。) の 9 時から 16 時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1) に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成 16 年 1 月 15 日 (木) 14 時 滋賀県大津合同庁舎 5 階入札室
- (5) 入札書の受領期限 平成 16 年 2 月 4 日 (木) 16 時
- (6) 開札の日時および場所 平成 16 年 2 月 5 日 (木) 14 時 滋賀県大津合同庁舎 5 階入札室

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則 (昭和 51 年滋賀県規則第 56 号) および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則 (平成 7 年滋賀県規則第 92 号) の規定によるものとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者 (以下「入札参加者」という。) は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

5 保証金 入札保証金および契約保証金については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。

6 契約書の作成の要否 要

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

8 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

10 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、封印した入札書を 3 (5) に示す受領期限までに提出しなければならない。
- (2) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 当該調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : furniture, 1 set
- (2) Deadline for tender : 16 : 00, 4 February 2004
- (3) For further information, contact : Planning Coordination Division, Department of Policy Coordination, Shiga prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3317

地 域 振 興 局 公 告

町営土地改良事業施行同意公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、甲賀町営土地改良事業 (甲賀地区農村振興総合整備統合補助事業) の施行協議は、平成 15 年 12 月 10 日に同意した。

平成 15 年 12 月 22 日

滋賀県甲賀地域振興局長 馬 場 章

